

# 令和7年度第2回大阪府依存症関連機関連携会議・議事概要

- ◇ 日 時：令和8年3月11日（水）午前10時から11時45分まで
- ◇ 場 所：大阪産業創造館 6階 会議室 E
- ◇ 出席者：21名（うち代理出席1名）

## 1 開会

- 会議の公開・議事録の取扱いについて  
会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

## 2 議事

### （1）令和7年度大阪府依存症対策強化事業の実施状況について

#### 事務局説明

- 令和7年度 大阪府依存症対策強化事業の実施状況について【資料1】のとおり説明

### （2）各部会の報告について

#### 各部長より報告

- アルコール健康障がい対策部会【資料2-2】
- 薬物依存症地域支援体制推進部会【資料2-3】
- ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会【資料2-4】

### （3）大阪アディクションセンターの活動について

#### 事務局説明

- 令和7年度 大阪アディクションセンターの活動について【資料3-1】
- 令和7年度 OAC 交流イベント報告【資料3-2】

#### 議事1～3についての確認事項等

（委員より）

- ・ 地域支援者向けギャンブル等依存症簡易介入マニュアルについて提案したい。以前、弁護士会で、ホームレスの支援のためのマニュアルを作成し、全国の行政窓口に配布したことがある。その中に、借金問題の相談窓口があることや市町村の自立支援窓口があることを掲載した。ホームレスの方の中には依存症の方も多かったが、まだまだ医療とのつながりがないことが課題だった。新たに作成するマニュアルを使って必要な機関につなげることができるなど、実践的に使えるような内容が望ましい。

⇒ 〈事務局〉

主に市町村の窓口職員を対象にしているため、借金問題の内容についてはできるだけわかりやすく記

載し、借金の専門相談窓口につなげていただけるような内容で考えている。

#### 各機関・団体等の今年度他機関と連携した実施した取組み等

##### 〈大阪司法書士会〉

- ・ 多重債務の問題につながるギャンブル等依存症や買い物依存、ゲーム依存について、関係機関への出張法律相談を令和7年2月より実施している。令和7年度は医療機関や堺市こころの健康センターに出張した。ギャンブル等依存症のプログラム日に定例でうかがうところもあれば、随時うかがっているところもある。
- ・ 令和8年度は新たに大阪市こころの健康センターとも出張法律相談を展開予定。
- ・ 場所によっては相談件数が少ないことが課題であり、実施するタイミングや広報の方法についても検討していきたい。

##### 〈近畿厚生局麻薬取締部〉

- ・ 薬物の再乱用防止対策事業について、これまで大阪地検（本庁）と連携して実施していたが、令和7年度は堺支部や岸和田支部とも連携して試行実施した。
- ・ 新規の参加者には心理検査を実施し、初期の状況をみながら適切な支援をすすめている。

##### 〈大阪弁護士会〉

- ・ 外国籍の依存症の方との関わりから感じていることについて。2回目の逮捕、起訴となると、実刑がつく。実刑が終わると入国管理局に連れていかれそのまま強制送還の手続きとなる。外国の方も長期滞在となると、家族を持ち、子どもいる場合があるが、そのような状況でも、親だけが強制送還されることになる。外国の方には言葉の壁もあり、そもそも地域社会の中で自治会にも入れてもらえない状況がある一方で、中長期的に考えると子どもは日本人と結婚したりもするため、地域社会の一員として考え、できることがないかと考えている。

##### 〈大阪マック〉

- ・ 大阪マックでは、コロナ前の従来のプログラムを実施している。もともと大阪マックはアルコール依存症への支援から始まったが、今はギャンブル等や薬物にも窓口を広げている。ピアスタッフもアルコール依存症経験者がほとんどで、ギャンブル等や薬物について経験がないスタッフもいるため、研修会に参加する等、利用者に良いケアができるよう取り組んでいる。
- ・ 依存症回復支援施設交流集会では、全体集会では回復支援施設ができた歴史の内容に、分科分科会1「ギャンブル地獄からどう抜け出すか」に大阪マックとして関わっている。

##### 〈依存症当事者〉

- ・ 仮釈放で出てこられた方が入る施設から講師依頼を受けている。大阪いちようの会とも連携して対応している。
- ・ 自分が助けてもらったことへの奉仕のところで熱意をもって活動している。

- ・ 仲間はみんな、回復するために努力し、自助グループとして前を向いている。自助グループをもっと大事にしてもらい、使ってもらいたい。医療機関からも紹介してもらいたい。

#### 〈大阪保護観察所〉

- ・ 薬物事犯で保護観察を受けている方、仮釈放中の方、保護観察付執行猶予の言い渡しを受けた方を対象に集団プログラムを実施してきた。プログラムには、自助グループや医療機関からも参加していただいている。
- ・ 令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、このプログラムの対象者が拡大された。これまでの保護観察期間の縛りが緩和された。また令和 7 年 6 月の刑法改正により保護観察付執行猶予の言い渡しがしやすくなったことを受け、プログラムの対象者も増えており、携わる職員も増えている。

#### 〈依存症当事者の家族〉

- ・ 自助グループとして、保健所や医療機関からのメッセージの依頼を受け参加させていただいた。また、自助グループの見学依頼もあった。
- ・ 依存症が若年層になっているということで、若年層をテーマにしたシンポジウムに参加した。少年院から出てきた若者の話を聞く中で、「支援臭がする大人は嫌だ」と言っていた。支援する、助けるということを全面的に出す大人は嫌だと言っていた。支援する側も考えないといけない内容だと思った。

#### 〈関西アルコール関連問題学会〉

- ・ 11 月に奈良で関西アルコール関連問題学会を開催した。自助グループからの参加も多くあった。
- ・ 診療所で診察をしている中で感じている課題が 3 点ある。1 点目は、依存症を診る医師が少なくなっていること。アルコール依存症は診てもギャンブル等依存症は診ないということもある。2 点目は、アルコール、ギャンブル等、薬物以外で、ネット依存、ゲーム依存への対応ができない点。盗撮、性依存、買い物等の様々な依存があり、医療としてどこまで対応すればいいのか悩ましい。3 点目は、いわゆる「貧困ビジネス」的な運営を行う団体など、適切な連携を図ることが難しい機関が増えてきている点。これらがこれからの課題だと考えている。

#### 〈大阪クレサラ・貧困被害をなくす会（大阪いちょうの会）〉

- ・ いちょうの会では、ギャンブル被害相談をしている。自助グループの例会にも参加する形で実施している。継続して相談に来られる方も増えている。様々な機関からも紹介され、相談が多くなっている。
- ・ 借金の整理と生活の再建をしている中で、ギャンブル相談に対応する側の技術や知識、リテラシーを高めていく必要があると考えており、いちょうの会のギャンブル対策委員会で相談対応の教材パート 2 を作成中。ギャンブル相談に対応しているいちょうの会の会員に研修を受けてもらい、質の高い相談の提供を目指している。
- ・ ギャンブル等依存症の相談では、本人と家族の利害が相反することもあるし、本人に本当のことを言うてもらうためにどのようなアプローチが必要かといった、法律相談と同時にカウンセリングの側面を持った対応が必要になる。法律家と自助グループで相談活動をしているが、生活再建と借金問題への対応とギャンブル等依存症からの回復という、トータルな相談サービスを提供できるような教材を検討してい

る。

#### 〈大阪府薬剤師会〉

- ・ 偽造処方箋の対策として、電子処方箋がこれから普及していくであろうが、まだまだ紙処方箋の偽造がある状況。電子処方箋では、過去処方の確認ができるというメリットもある。
- ・ 薬機法が改正となり、依存や過量服薬（オーバードーズ）の可能性がある薬剤の販売個数制限ができるようになるが、複数薬局で購入されると把握は難しい。
- ・ 薬剤師会として、来期も小中高向けの薬物乱用防止教室や啓発活動を予定している。資材も更新していく予定。

#### 〈大阪府精神障害者地域生活支援連絡協議会〉

- ・ 障がい者基幹相談支援センターで相談員をしている。
- ・ 大阪府精神障害者地域生活支援連絡協議会としては、年に 2 回定例会と勉強会を実施している。依存症をテーマとした研修会は特段できていないが、連携という点では、高齢化が進む中、地域の福祉サービスを利用する障がい者支援の相談員から介護保険に対応するケアマネージャーへと担当者が移っていくが増えている。一方でケアマネの障がいや依存症への理解が難しく、支援がうまくいかなくなることもあるということで、ケアマネとのつながりをテーマに勉強会を実施した。
- ・ 広域的な相談を受ける中で、若い人が電話をかけることへの心理的ハードルが高いと感じている。電話をかける習慣がないため、相談機関を周知してもなかなか相談につながらない状況がある。どちらかというと、チャット、メールでの相談が主流となっている。こういったものを活用していかないとなかなかつながっていかないと感じている。
- ・ ビジネス的な福祉サービス事業所も増えている中、依存症の方が、せっかく依存症の支援機関につながり、自助グループにつながっていても、一定程度期間が経ち、プログラムが落ち着いた時点で、福祉サービスを使おうとすると、事業所によっては、通院できる人でも往診に変えたり、自助グループに行く計画を変えたりなど、支援の枠組みを丸ごと変えてしまうということも増えているようで課題だと感じている。

#### 〈大阪ダルク〉

- ・ 最近、大阪ダルクの相談は若い人が多い。大麻が発覚し、家宅捜索になり、本来はそこで逮捕、留置が始まるが、最近では 3 か月から 6 か月、そのまま捜査機関から何も連絡がない中、不安でどうしたらいいかと大阪ダルクにつながるが多くなっている。
- ・ 矯正施設や保護観察所、病院のプログラムにも行かせていただく中で感じていることとして、使われているワークブックは、覚せい剤等物質自体に依存性が高いものを使っている人には有効だと思うが、大麻だけ使っている人にとってはピンとこないと感じる。大麻は依存性がないわけではないが、覚せい剤等と同じ内容のワークブックでは取り組みにくい点が以前から課題と感じていた。
- ・ 「野菜クラブ」を月 1 回実施する中で、参加者からアルコールは感情の部分に作用するが、大麻は感覚の部分に作用するといった意見もあったことが印象深かった。
- ・ 依存症回復支援施設交流集会でも、分科会 3 で野菜クラブのことを報告予定。

#### 〈大阪市こころの健康センター〉

- ・ 今年度の依存症の相談件数は、令和 6 年度と大きな変化はないが、その他依存として「A I 依存」の相談が数件あった。
- ・ OAC のミニフォーラムを 10 月に実施。また、支援者向けの研修や、市内の学校 10 校に出前講座を実施した。3 月に連携モデル構築事業の事例検討会を実施する予定。
- ・ 令和 8 年度から大阪司法書士会と借金問題の専門相談を実施予定。

#### 〈大阪府断酒会〉

- ・ 大阪府下にある 60 の断酒会が毎週 1 回断酒例会を開催している。
- ・ 家族会、女性のアメシストの会、障がいのある方の虹の会、単身者のシングルの会もそれぞれ例会を開催している。
- ・ 行政や医療関係者から紹介された方が、1 回は来てくれるが、2 回目以降続かないのが課題。この課題に対して、断酒会にきた方にどう寄り添うのかをテーマに 2 月に勉強会を開催した。暖かく迎えるための対応について皆で考えようと取り組んでいる。
- ・ 令和 8 年度も第 54 回酒害講習会を開催予定。6 月 1 日から 10 回の予定。
- ・ 例会の会場確保が難しくなっていることも大きな課題。会場費が高騰しており、開催が減っているところもある。

#### 〈ギャンブル依存症問題を考える会〉

- ・ 予防教育と啓発、当事者や家族の支援に取り組むとともに、特に教育機関、企業、行政との連携に力を入れて取り組んできた。
- ・ 若い人のオンラインのトラブルが増えてきているため、大学生へ理解を深めるための予防教育を実施。
- ・ 当事者支援部の当事者や看護師である家族、精神科医師によるシンポジウムも開催するとともに、企業とも連携し、ギャンブル等依存症から社員を守るというテーマでセミナーを開催。
- ・ 警察や日本郵便の局長、自衛隊の職員への研修も実施した。
- ・ イギリスの支援団体を招き、国際カンファレンスを開催した。ギャンブル等依存症がきっかけで自死された仲間もいる。早期介入、早期治療で回復につながるのが理想であるが、残念なことに亡くなってしまいう人もいる。そういう問題に先進的に取り組んでいる団体をお招きし、国際的な視点から議論を行った。

#### 〈大阪刑務所〉

- ・ 拘禁刑が創設され、薬物依存に特化した依存症回復過程が設置されたことで、月 2 回のミーティングを開催しており、大阪マックにも協力してもらっている他にも薬物依存症指導のプログラムやアルコール依存回復プログラムにも参加していただいている。
- ・ 府こころの健康総合センターや堺市こころの健康センターからも薬物やアルコールのプログラムに参加いただくとともに、NA、AA からメッセージを届けてもらっている。
- ・ 大阪保護観察所ともプログラムの見学等連携している。
- ・ 麻薬取締部再乱用防止対策室に、当所プログラムへの参加をしていただく予定。

#### 〈大阪府市長会〉

- ・ 依存症の相談があった場合は保健所を案内している。
- ・ 自殺対策、母子保健の担当部署でもあるため、事例検討や関わりのある家庭に依存症の問題がある場合は医療機関や相談窓口を案内している。
- ・ 妊娠届け出時に飲酒の有無を確認し、飲酒有りの場合、胎児への影響等を説明し、できるだけ控えるように伝えている。
- ・ 教育委員会では、薬物乱用防止教室の実施や、薬物乱用防止対応集会として、基調講演として「問題行動を繰り返す少年たちからの SOS、地域の大人たちの役割」や、パネルディスカッションで、「子どもたちの薬物危機」について討論いただいた。

#### 〈大阪精神保健福祉士協会〉

- ・ アルコール、薬物（処方薬・市販薬含む）、ギャンブル等の専門医療機関として診療を行っている。
- ・ 毎日何かのグループワークをしている。また個別相談にも対応。ニーズに応じて家族と本人の三者面談や、家族相談、家族教室も行っている。
- ・ 症状への対応も大事だが、背景にある問題・困りごとや、解決の方法を一緒に考えたりする中で、依存の問題を鎮静化、緩和させたりすることもあるため、依存の問題に取り組む前の問題をみていくことも大事だと考えている。

#### 〈学識経験者〉

- ・ アルコールの患者は減っているが、患者は多様化している。普段は飲まないのに、飲むと無茶苦茶な飲み方をしていることもある。AUD（アルコール使用障がい）の啓発で早期の患者が医療機関につながる可能性がある。中高生の飲酒は減っているが、アルコール依存症で受診する若い人はトラウマを抱えていたり、重症であることが多い。
- ・ ギャンブル等依存症は治療に来るのは若い男性が多い。女性もいるはずだが、どうして来ないのか理由はわからない。健康的な若い男性が高校、大学くらいではまってしまい、家庭に資力があると借金を肩代わりすることでなかなか治療につながらない。また、健康であるため働くことが優先で、治療に来てくれない点も課題。土曜にプログラムを実施すると満員になる。治療を受けられる機関が少なく、特に土日の受け皿が必要。依存症は否認の病であるため、自助グループになかなかつながらない。
- ・ 薬物については裁判がらみが多い。病気によりなかなかやめられないため、医療の側面で見れば再発だが、司法で見れば再犯となる。裁判のための意見書を書いても実刑になってしまう。あくまでも患者であるため治療の受け皿が必要。大麻使用の方も受診されるが、PTSD、発達障がいがあるため治療的に使っていることが多い。
- ・ 盗撮、クレプトマニアは依存であるが犯罪絡みになってしまうため、なかなか治療につながらない。従来犯罪として見られていた依存に、いかに専門家として関わっていくかが課題である。

#### 〈堺市こころの健康センター〉

- ・ ギャンブル等依存症については、司法書士会から出張相談に来ていただいている。直接相談するには微妙な事例にも対応いただき、支援者のスキルアップにもつながっている。ギャンブル等依存症について

日遊協と連携し、業界としての取組や予防策をお聞きし、相互理解につながった。

- ・ 薬物については、司法との連携が増えている。R7 年度は新規相談が増えた。また学校薬剤師会の研修会に呼んでいただいた。
- ・ アルコールについては、国の第 3 期計画の中で、家族の支援について強化されるということであったが、庁内では、DV やヤングケアラーの担当課との連携について、まだまだできることがあると考えている。令和 8 年度は本市の依存症の支援計画改定時期。こういったことを意識して作成していきたい。

#### (4) その他

##### 事務局説明

- ・ 大阪府依存症理解啓発府民セミナーの案内【参考資料 4】

##### 事務局から連絡

- ・ 今後の会議のスケジュールについての説明。

### 3 閉会